



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

商品先物取引に係る和解金の非課税所得該当性

所得税法9条1項16号の規定を受けて、同法施行令30条2号は、「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」を非課税所得として定めています。今回は、商品先物取引に係る和解金が商品取引員の不法行為に基づく損害賠償金に当たるか否か、和解金が非課税所得に該当するか否かで争った事例をご紹介します（平成21年9月30日名古屋地裁・全部取消し・TAINSコード 2888-1481）。

∞

∞

∞

∞

<事案の概要>

原告は、平成13年4月から商品取引員A社に委託して商品先物取引を継続的に行っていましたが、平成14年7月、追証拠金が工面できないまま強制決済され、A社に対して委託手数料1425万円余を支払うなど、結果的に1281万円余の損失を被りました。原告は、本件先物取引は違法であるとしてA社と交渉し、和解金457万0455円の支払いを受けました。原告は、この和解金を所得に計上せず確定申告したところ、処分行政庁は、和解金を雑所得とする更正処分等を行いました。

<裁判所の判断>

名古屋地裁の増田稔裁判長は、和解金は所得税法9条1項16号、同法施行令30条2号により非課税所得に該当するとして、次のように判示し、原告の主張を認容しました。

- 1 A社の担当者及び外務員Bは、商品先物取引の経験がなく、取引の対象商品や行うべき取引手法を判断することができる能力、知識を持たない原告に対し、そのリスクについて十分な説明をしないまま取引を始めさせ、管理規則に反して短期間で建玉を増加させ、さらに、原告が預託金の大半を借入金によって調達していることを知りながら過大な取引を行わせ、しかも、先物取引の大部分がBによる実質的な一任売買であり、またその一定部分が売買委託手数料を稼ぐ目的を優先させたものであったのであるから、原告が先物取引によって被った損害は、A社の担当者等の不法行為によるものであり、A社は、同損害につき民法715条に基づく損害賠償責任を負うものというべきである。
- 2 本件では、和解金457万0455円（損失の約35.7%に相当）が不法行為に基づく損害賠償金として支払われたものか否かが問題となるところ、A社の不法行為の内容及び程度、原告の不注意の内容及び程度、先物取引の経過等に照らすと、A社の負うべき損害賠償額について過失相殺として控除すべき割合は、64%を超えることはないとするのが相当である。そうすると、和解金の額は、先物取引に係る不法行為についての過失相殺後の損害賠償金額の範囲内のものであるということが出来る。
- 3 所得税法9条1項16号は、賠償の対象となる損害には種々のものが含まれるため、損害賠償金のすべてを一律に非課税所得とすることは適当でないことから、同号は、「心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するもの」を例示的に掲げた上、これらを含めて、非課税所得となる損害賠償金の範囲の具体的な定めを政令に委ねたものと解される。
- 4 被告は、同法施行令30条2号にいう「不法行為」とは、「突発的な事故」と同様の不法行為、すなわち、相手方との合意に基づかない突発的で予想することができない不法行為を意味するものであると主張するが、同号は、「不法行為」と「突発的な事故」は並列関係にあるものとして規定されていると解されるのであって、被告が主張するように限定的に解すべき根拠はない。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判28頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第197号(平成21年12月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2 モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628